

静岡県川勝平太知事あて、並びに同趣旨にて中部電力水野明久社長あて要請を3月9日行いました。

2015年3月9日

静岡県知事

川勝 平太 様

原水爆禁止静岡県民会議  
代表委員 橋本 勝六  
代表委員 吉田 明生  
静岡県平和・国民運動センター  
会 長 渡邊 敏明  
静岡県勤労者協議会連合会  
会 長 堀内 武治

## 浜岡原発の再稼働を認めることなく、原発のない社会へ向かうことを求める要請

日頃より安全・安心な地域社会の実現に向け、ご尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、2011年3月11日の福島第一原発事故から早くも4年になりますが、事故の収束にはまだ多くの時間がかかり、約14万人もの福島県民が今も故郷を奪われ避難を余儀なくされています。目に見えない放射能の影響によって、健康や生活、就労など不安や困難な状況に置かれています。福島第一原発事故によって原発の「安全神話」は崩壊しました。一度過酷な事故が起これば取り返しのつかないものになることは、福島の現状を見れば明らかです。

さらに、昨年5月21日に出された大飯原発運転差し止め請求事件判決では、運転差し止めを認め、人格権が憲法上、最も高い価値を有すること、人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できるとし、原発事故こそ本当の意味で国の富を失わせ、極めて多数の人の生存そのものにかかわる権利と電気代の高い低いの問題等と並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的に許されないことであると考えている、と断じています。

しかし、昨年2月14日、県民市民の強い不安の中、中部電力は「浜岡原発4号機安全審査申請」を行いました。これを私たちは再稼働に向けた第1歩と捉え大変な危機感を覚えています。これまで中部電力は東日本大震災後、津波対策と称して、敷地海側への海拔22メートルの防潮堤建設や、原子炉建屋の浸水防止工事などを県民市民に問うことなく一方的に工事を進めてきました。3,4号機へのフィルター付きベント設備の設置にも着手しています。あたかも新たな「安全神話」を創り出すかのようです。

私たちは福井地裁判決を受け止め、以下述べる諸点を考慮すれば再稼働はあり得ないと考えます。

つきましては浜岡原子力発電所の再稼働を認めることなく、原発のない社会へ向かうことを求め要請を致します。

私たちが、再稼働はあり得ない、とする第 1 の理由は、福島第一原発事故の原因が今もって明らかにされていないことです。原因が特定されていない中で如何なる対策も有効とは言えません。第 2 に福島第一原発の事故はいまだ全く収束していないからです。第 3 に再稼働に向けた安全審査申請は、過酷事故を前提としていますが、福島第一原発震災の実態を見れば、「再び原発震災事故を起こしてはならない」ことを教訓とすべきであり、再び過酷事故を想定した再稼働は許されるはずがありません。安全審査申請は今も故郷に帰れない人々の心情を無視した行為です。第 4 に県民市民に、原発に対する強い不信と不安があり、信頼を回復しているとは到底言えない中での申請であり再稼働への動きだからです。第 5 に防潮堤等の追加対策をしていることを申請の理由としているようですが、原発の立地条件として、立地審査指針には「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあると考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと」としています。海拔 21 メートルもの大津波という大災害と、それによる全電源喪失という大事故を前提とした「危険な場所」で、原発の再稼働はありえません。決して県民市民の理解は得られないでしょう。第 6 にフィルター付きベント設置にも着手している、ということですが、これは「止める、冷やす、閉じ込める」の原則からの逸脱であり、放射性物質の放出と地域住民の被曝を前提とした設備であり、到底容認できません。第 7 に、もし事故が起きても安全に避難できる保証が全く立たないことです。非難する方法も避難する場所さえ明らかではありません。第 8 に、火力燃料費の上昇に対応するためとしていますが、既に 1kwh あたり原発による発電コストは 11 円から 17 円(従来 8 円)との試算(自然エネルギー財団)があり、原発による発電は極めて高いコスト(火力 7~8 円/エネルギー白書 2010)であり、しかも廃炉費用は含んでいません。燃料費上昇に伴う値上げを申請しながら、今後さらに高コストの原子力による発電を行い、利用者に負担を求めることは許されません。第 9 として、なによりもまず実態に即した周辺市町 (UPZ は勿論のこと) と十分な協議を可能とする安全協定を積極的に結ぶべきです。第 10 として、使用済み核燃料の問題があります。核燃料サイクルは既に事実上破たんしており、膨大な無駄な資金が使われています。その上、核廃棄物を処理する方法は世界どこを探してもありません。唯一、出来るだけ安全に時間が過ぎることを願うだけの施設に、これまた膨大な資金をつぎ込んで核のゴミを管理しなければなりません。廃炉の技術さえ確立していないのです。

以上のように様々な問題点が指摘できます。さらに、安全審査申請は、常識的には再稼働を前提としており永久停止を前提として急いで申請することは考えられず、県民市民を欺く行為です。従って、県民の権利を侵害する恐れのある浜岡原発の運転差止めを静岡県として求める判断を下すべきと考えます。

原発は既にエネルギーの問題ではないのです。命にかかわる問題であり、生きていくことができるか否かの問題です。事実として安全な原発はあり得ず、残された道はいかに早く安全で環境にやさしい電力供給とするよう転換を図ることであり、原発のない社会へ向かうことを求めます。

以上

2015年3月9日

中部電力株式会社  
代表取締役社長 水野 明久 様

原水爆禁止静岡県民会議  
代表委員 橋本 勝六  
代表委員 吉田 明生  
静岡県平和・国民運動センター  
会 長 渡邊 敏明  
静岡県勤労者協議会連合会  
会 長 堀内 武治

## 浜岡原発の再稼働をすることなく、原発のない社会へ向かうことを求める要請

早春の候、貴社いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2011年3月11日の福島第一原発事故から早くも4年になりますが、事故の収束にはまだ多くの時間がかかり、約14万人もの福島県民が今も故郷を奪われ避難を余儀なくされています。目に見えない放射能の影響によって、健康や生活、就労など不安や困難な状況に置かれています。福島第一原発事故によって原発の「安全神話」は崩壊しました。一度過酷な事故が起これば取り返しのつかないものになることは、福島の現状を見れば明らかです。

さらに、昨年5月21日に出された大飯原発運転差し止め請求事件判決では、運転差し止めを認め、人格権が憲法上、最も高い価値を有すること、人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できるとし、原発事故こそ本当の意味で国の富を失わせ、極めて多数の人の生存そのものにかかわる権利と電気代の高い低いの問題等と並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的に許されないことであると考えている、と断じています。

しかし、昨年2月14日、県民市民の強い不安の中、貴社は「浜岡原発4号機安全審査申請」を行いました。これを私たちは再稼働に向けた第1歩と捉え大変な危機感を覚えています。これまで貴社は東日本大震災後、津波対策と称して、敷地海側への海拔22メートルの防潮堤建設や、原子炉建屋の浸水防止工事などを県民市民に問うことなく一方的に工事を進めてきました。3、4号機へのフィルター付きベント設備の設置にも着手しています。あたかも新たな「安全神話」を創り出すかのようです。

私たちは福井地裁判決を受け止め、以下述べる諸点を考慮すれば再稼働はあり得ないと考えます。

つきましては浜岡原子力発電所の再稼働をすることなく、原発のない社会へ向かうことを求め要請を致します。

私たちが、再稼働はあり得ない、とする第1の理由は、福島第一原発事故の原因が今

もって明らかにされていないことです。原因が特定されていない中で如何なる対策も有効とは言えません。第 2 に福島第一原発の事故はいまだ全く収束していないからです。第 3 に再稼働に向けた安全審査申請は、過酷事故を前提としていますが、福島第一原発震災の実態を見れば、「再び原発震災事故を起こしてはならない」ことを教訓とすべきであり、再び過酷事故を想定した再稼働は許されるはずがありません。安全審査申請は今も故郷に帰れない人々の心情を無視した行為です。第 4 に県民市民に、原発に対する強い不信と不安があり、信頼を回復しているとは到底言えない中での申請であり再稼働への動きだからです。第 5 に防潮堤等の追加対策をしていることを申請の理由としているようですが、原発の立地条件として、立地審査指針には「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあると考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと」としています。海拔 21 メートルもの大津波という大災害と、それによる全電源喪失という大事故を前提とした「危険な場所」で、原発の再稼働はありえません。決して県民市民の理解は得られないでしょう。第 6 にフィルター付きベント設置にも着手している、ということですが、これは「止める、冷やす、閉じ込める」の原則からの逸脱であり、放射性物質の放出と地域住民の被曝を前提とした設備であり、到底容認できません。第 7 に、もし事故が起きても安全に避難できる保証が全く立たないことです。非難する方法も避難する場所さえ明らかではありません。第 8 に、火力燃料費の上昇に対応するためとしていますが、既に 1kwh あたり原発による発電コストは 11 円から 17 円(従来 8 円)との試算(自然エネルギー財団)があり、原発による発電は極めて高いコスト(火力 7~8 円/エネルギー白書 2010)であり、しかも廃炉費用は含んでいません。燃料費上昇に伴う値上げを申請しながら、今後さらに高コストの原子力による発電を行い、利用者に負担を求めることは許されません。第 9 として、なによりもまず実態に即した周辺市町 (UPZ は勿論のこと) と十分な協議を可能とする安全協定を積極的に結ぶべきです。第 10 として、使用済み核燃料の問題があります。核燃料サイクルは既に事実上破たんしており、膨大な無駄な資金が使われています。その上、核廃棄物を処理する方法は世界どこを探してもありません。唯一、出来るだけ安全に時間が過ぎることを願うだけの施設に、これまた膨大な資金をつぎ込んで核のゴミを管理しなければなりません。廃炉の技術さえ確立していないのです。

以上のように様々な問題点が指摘できます。さらに、安全審査申請は、常識的には再稼働を前提としており永久停止を前提として急いで申請することは考えられず、県民市民を欺く行為です。従って、県民の権利を侵害する恐れのある浜岡原発再稼働を貴社自らが断念すべきと考えます。

原発は既にエネルギーの問題ではないのです。命にかかわる問題であり、生きていくことができるか否かの問題です。事実として安全な原発はあり得ず、残された道はいかに早く安全で環境にやさしい電力供給とするよう転換を図ることであり、原発のない社会へ向かうことを求めます。

以上